

# 介護保険料について

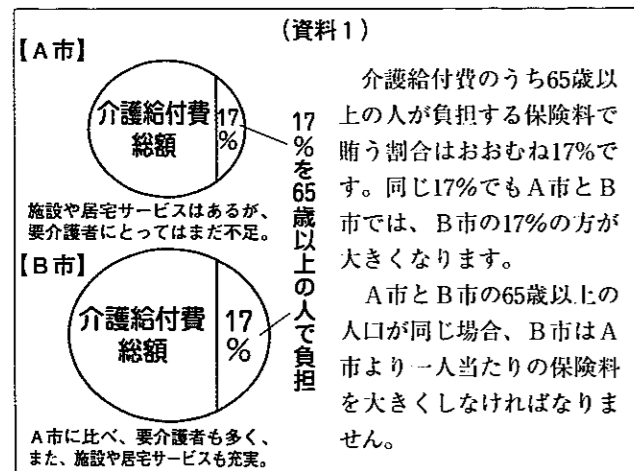
～65歳以上の人の保険料軽減終了。10月から納める額が変わります～

介護保険制度が始まって1年余りが経過しました。介護保険は介護が必要な人への介護給付を介護保険料で賄う仕組みで運営されています。ここでは介護保険料、特に65歳以上の人の介護保険料を中心にお知らせします。

## 65歳以上の皆さんの介護保険料について

満40歳になると介護保険に加入します。加入に伴い介護保険料を納めることになりますが、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの人を第2号被保険者と区分し、それぞれ納める金額や納め方が異なります。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、必要となる介護給付費によって、市町村（保険者）ごとに異なります。介護が必要な人が多くなったり、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や、デイサービスセンター、ホームヘルパーなどの居宅サービスが充実していたりすると、介護給付費も膨らみます。結果としてそれを賄う保険料全体も大きくなり、65歳以上一人ひとりの保険料も大きくなります。（資料1）



市では、平成12年度から14年度までの介護給付の総額と、それに必要な65歳以上の人の保険料を算出しました。その結果、基準額を納める人については、月額2,800円、年額33,600円となりました。（資料2）

65歳以上の人でも、本人やその家族の市民税の課税状況や、本人の所得により、納める保険料が異なります。従って、同じ世帯や夫婦であっても、保険料が異なる場合があります。

（資料2）  
介護保険料の算定基準

区分	軽減される人		基準額を支払う人		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者 (市民税世帯非課税)	世帯全員が 市民税非課税	本人が 市民税非課税	本人が市民税課税で 合計所得金額が 250万円未満の人	本人が市民税課税で 合計所得金額が 250万円以上の人
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
月額	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
年額	16,800円	25,200円	33,600円	42,000円	50,400円

## 65歳以上の皆さんの保険料の納め方

65歳以上の人で、老齢（退職）年金が年額18万円以上の人の保険料は年金から直接差し引いて納めます。これを特別徴収と呼んでいます。年金が年額18万円未満の人、および年度の途中で65歳になった人や転入してきた人は、18万円以上の年金収入があっても、市から介護保険料納入通知書を送りますので、この納付書で納めることとなります。これを普通徴収と呼んでいます。

特別徴収	老齢・退職年金を年額18万円(月額15,000円)以上受給している人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の支払日（年6回）に年金から天引きして介護保険料を納めます。</li> <li>1回で2カ月分を納めます。</li> <li>年金額が18万円未満の場合や、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、農業者年金のいずれかだけの場合は、年金から天引きされず、「普通徴収」となります。</li> </ul>

普通徴収	特別徴収（年金天引き）ができない人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の口座振替または、市からの納付書によって介護保険料を納めます。</li> <li>納期は5月から翌年の2月までの10期です。</li> <li>年度の途中で65歳になった人や、転入した人も「普通徴収」によって介護保険料を納めます。</li> </ul>

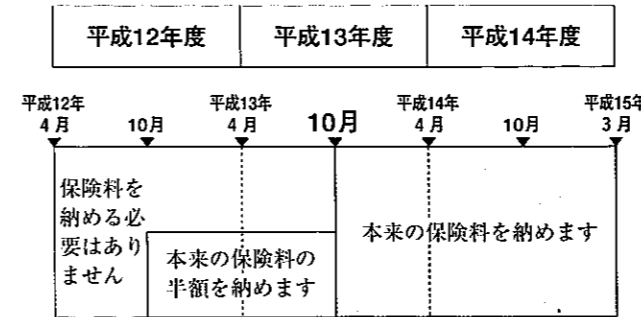
### ●こんなときは月割りで保険料が決まります

- ・年度の途中で65歳になった人は、誕生日の前日の月から納めます。（例 11月1日生まれ→10月分から納めます。11月2日生まれ→11月分から納めます）
- ・年度の途中で他の市町村から転入してきた人は、住民登録をした月の分から納めます。（例 10月31日転入→10月分から納めます。11月1日転入→11月分から納めます）

## 65歳以上の皆さんは10月から、本来の保険料を納めます

65歳以上の人の保険料は、介護保険制度の円滑な実施のため、平成12年4月から9月までの半年間は、保険料を納める必要がありませんでした。また平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めていただいています。

そして、平成13年10月からは軽減がなくなり、本来の保険料を納めていただくこととなります。（資料3）（資料3）



■年金から介護保険料を差し引かれる特別徴収保険料の人の、10月からの保険料は（資料4）のようになります。

（資料4）平成13年度 特別徴収保険料

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
1期(4月)	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
2期(6月)	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
3期(8月)	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
4期(10月)	2,800円	4,200円	5,600円	7,000円	8,400円
5期(12月)	2,800円	4,200円	5,600円	7,000円	8,400円
6期(2月)	2,800円	4,200円	5,600円	7,000円	8,400円
年額	12,600円	18,900円	25,200円	31,500円	37,800円

※1期は2カ月分の保険料

■普通徴収の人については、（資料5）のようなイメージの割り当てで、納めることとなります。

（資料5）平成13年度 普通徴収保険料

第3段階（年額保険料25,200円）の人の場合			
1期(5月)	1,600円	6期(10月)	3,400円
2期(6月)	1,600円	7期(11月)	3,400円
3期(7月)	1,600円	8期(12月)	3,400円
4期(8月)	1,700円	9期(1月)	3,400円
5期(9月)	1,700円	10期(2月)	3,400円

なお、平成12年度と13年度で、所得の状況によって段階が異なる場合や、年度の途中で65歳に到達した人は、上記のような割り当てにはなりません。

## 問い合わせ 白根市役所 ☎373・2111

- 保険料の額や納め方に関すること 税務課市民税係 (☎252)
- 保険料の口座振替や還付に関すること 税務課収税管理係 (☎242)
- 介護保険の給付に関すること 保健福祉課介護福祉推進室 (☎270)

## 40歳から64歳の皆さんの介護保険料について

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料は、国全体に必要な介護給付費を医療保険者に割り当て、そこに加入している被保険者の所得等に応じて、一人ひとりの保険料を決め、医療保険料と一緒に納めます。

●社会保険や共済保険などに加入している人（給与所得者）  
介護保険料を医療保険に上乗せして納めます。また、加入者の被扶養者となっている40歳から64歳までの人の分も含めて納めます。

●国民健康保険に加入している人  
国民健康保険税とあわせて、世帯主が納めます。世帯主が社会保険や共済保険に加入していても、世帯に40歳から64歳までの国民健康保険加入者がいる場合、国民健康保険税に介護保険料をあわせて納入通知書を、世帯主宛に送付します。

## 保険料を納めないとし、介護給付に際し、制約がでます

介護保険は、介護する人や介護をされる人の負担を軽減するために、「社会全体で介護を支えていこう」という趣旨で制度がつけられました。社会全体で支えるということは、介護に必要な財源を加入者が応分の負担で賄っていくことにつながっています。現在、介護が必要な状態でもなく、介護する立場にないからといって、介護保険料を納めなくていいというものではありません。

介護保険制度では、\*特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納していると次のような措置がとられます。

\*特別な事情とは、災害などで一時的に保険料が納められなくなったときなどです。徴収の猶予や免除される場合もあります。

- ①保険料を1年以上滞納  
通常は介護保険のサービスを利用すると1割の利用者負担で済みますが、滞納している場合、費用の全額をいったん支払い、申請によりあとで9割をお返しします。施設に入居した場合や、居宅サービスを多く利用した場合、一時的に大きな自己負担を伴います。
- ②保険料を1年6カ月以上滞納  
利用者が費用の全額を負担し、申請しても9割の一部または全部をお返しできなかったり、滞納している保険料と相殺されたりすることがあります。
- ③保険料を2年以上滞納  
本来の利用者負担1割が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

社会全体で支える介護保険制度の趣旨をご理解いただき、介護保険料は納期までに納めるようにしましょう。